

2027（令和9）年度卒業・修了予定者等の 就職・採用活動に関する政府要請について

令和8年6月

内閣官房

2027(令和9)年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請のポイント①

2026年3月24日、「2027（令和9）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」をとりまとめ、関係省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）の連名により、広く経済団体等へ要請しました。

1. 就職採用活動の日程

- 就職・採用活動日程について、下記の日程を原則とし、**学事日程等に十分配慮すること。**

広報活動開始	卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動開始	卒業・修了年度の6月1日以降
正式な内定日	卒業・修了年度の10月1日以降

- インターンシップを実施する場合には、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（令和4年6月13日一部改正）」等を踏まえつつ、**前年度の要請における取扱いと同様、学生の長期休暇を活用し、学事日程に十分配慮するとともに、学生情報の利用を含めて適切に実施すること。**

2. 採用選考における学事日程等への配慮

- 学生の学修時間の確保をはじめ、学事日程等に十分配慮すること。
- 学修成果や学業への取組状況、学業を通じて培われた汎用的な能力等を適切に評価すること。
- 遠隔地の学生に対するオンラインでの説明会や試験・面接の実施、エントリー等における学生情報の平等かつ適切な取扱いなど、公平・公正で透明性の高い採用選考活動を行うこと。

3. 採用選考時のハラスメント等の防止、多様で公平・公正な採用選考機会の提供

- 学生に対するセクハラ・パワハラの防止の徹底、学生の職業選択の自由を確保するためオワハラの防止の徹底すること。
- ハラスメントへの対応を含め、職業安定機関（ハローワーク）と連携し、学生からの苦情・相談を迅速かつ適切に処理する体制を整備すること。
- 日本人海外留学者、卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者等への多様な選考機会を提供すること。
- 障がいのある学生が、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、募集及び採用に関する情報の公表を積極的に行い、障がい者の均等な機会の確保にとって支障となる事情がある場合には、過重な負担にならない範囲で、募集及び採用に当たり障がいの特性に配慮した必要な措置を講ずること。